

# 地研通信

発行人 岩瀬充自  
 編集人 川田光子  
 発行所 三重短期大学地域問題  
 総合調査研究室  
 津市一身田中野字蔵付157番地  
 〒514-01 TEL (0592)32-2342

題字 岡本祐次学長

## 非営利団体の財務報告の目的

- FASBの見解を中心として -

柴橋正昭

### 1 非営利団体の財務報告

非営利団体 (nonbusiness organizations) は、国民の日常生活と密接な関連を有しているだけでなく、現代資本主義社会において重要な経済セクターを形成しつつある。

現代資本主義社会においては、非営利団体が多種多様な形態で存在するため、その利害関係者も多様になり、非営利団体の財務報告が情報開示の上で果たすべき役割は、極めて重要なものとなつつある。このため、財務報告の有用性を保証するため、「信頼性 (reliability)」、「公正性 (fairness)」、「目的適合性 (relevance)」などの会計情報が具備すべき特質が問い直されつつある。さらに情報利用者の側面と情報提供者の側面とから、非営利団体の業績 (performance) および運営責任者 (managers) の受託会計責任 (stewardship accountability) もしくは会計責任 (accountability) を表示する財務報告についての議論が盛んになり、財務報告の対象や内容の再検討が迫られている。というのは、会計研究の中心的課題である会計責任の研究からアプローチすれば、非営利団体の会計も非営利団体運営の社会的責任を明示するための手段として再構築されるべきものと思われるためである。

アメリカ合衆国においては、非営利団体の財務報告に対する社会的要請に対応すべく新しい会計理論の概念的なフレームワークを再構築しようとする努力がなされている。

かかる状況下で、財務会計基準審議会 (Financial Accounting Standards Board :以下、FASB と省略) は、非営利団体の財務報告の目的を問い直すべく、財務会計概念報告書 (Statement of Financial Accounting Concepts) シリーズ第4号として、『非営利団体による財務報告の目的 (Objectives of Financial Reporting by Nonbusiness Organizations)』(以下、第4号と省略) を1980年12月に公表した。これに先立

って、1978年11月にFASBから公表された財務会計概念報告書第1号『企業による財務報告の目的 (Objectives of Financial Reporting by Business Enterprise)』(以下、第1号と省略) は、企業による財務報告の目的の設定を行った。

第4号を中心として、非営利団体による一般目的の外部財務報告 (general purpose external financial reporting nonbusiness organizations) の目的を考察し、以て、第1号の企業による一般目的の外部財務報告 (general purpose external financial reporting by business enterprises) との類似点・相違点を究明しようとするのが本稿の目的である。

本来、財務報告においては、会計情報の発信者である作成者・提供者と、会計情報の受信者である利用者が存在する。利用者は、提供者に対して経済的意思決定に有用な会計情報の作成・提供を要請する。このため、財務報告の目的設定の出発点は、まず財務報告の利用者を確定し、次にその利用者の情報ニーズの内容を的確に把握することであろう。そして、その後、かかる利用者の情報ニーズを充足する情報を提供することが財務報告の目的となるものと思われる。

### 2 非営利団体の財務報告の利用者

第4号の分析対象は、非営利団体による一般目的の外部財務報告の目的である。かかる財務報告の潜在的利用者は極めて多様であると考えられる。第4号も、現在および潜在的利用者として、構成員 (members)、納税者 (taxpayers)、寄付者 (contributors)、譲渡者 (grantors)、運営責任者 (managers)、課税当局 (taxing authorities)、規制当局 (regulatory authorities) など、構成員から学生に至るまで25種類もの利用者グループを指摘している。

しかし、「主たる利用者は誰であり、彼らの必要とする財務情報は何であるか、を明確にするこ

とは、基本目的を展開する作業の基礎である」<sup>41)</sup> ため、第4号も「主たる利用者」を識別する作業の基礎として、「一般目的外部財務報告の焦点は、一般に、団体から入手したい情報を指示しえない外部利用者の共通の利害 (common interests) を満たす情報を提供することに置かれる」<sup>42)</sup> と述べ、外部利用者の「共通の利害 (common interests) という概念から、主たる利用者として資源提供者 (例えば、構成員、納税者、寄付者、債権者など) を特定している。このため、特殊なニーズを有する者や必要とする情報を指示する権限のある者、内部利用者 (internal users) などは、第4号においては分析対象から捨象されることになる。

さらに、第4号は、非営利団体の財務報告により提供される情報に特に関心をもつ者として、構成要因 (constituents)、自治体および監督当局 (governing and oversight bodies)、運営責任者 (managers) をあげている。資源提供者およびこれら3つのグループは、①非営利団体によって提供されるサービス、②かかるサービスを提供するに当たっての能率性と有効性、③かかるサービスを提供するための継続的な能力についての情報に共通の利害を共有しているのである。

第4号は、非営利団体による財務報告の利用者を資源提供者、構成要因、自治体および監督当局、運営責任者の4つのグループ (以下、資源提供者等と省略) に限定し、それらの情報ニーズから財務報告の目的を設定することになる。

### 3 非営利団体の財務報告の目的

第4号は、非営利団体による一般目的の外部財務報告が具備すべき3つの目的を段階的に展開している。以下、第4号における財務報告の目的を第1号におけるそれらと比較検討していこう。というのは、「営利企業の財務諸表の目的は、非営利事業の分野での目的を明らかにするための広範な指針を与えてくれる」<sup>43)</sup> し、「独自の処理が必要とされている分野を確認する場合に最も有用」<sup>44)</sup> であるためである。

#### (1) 資源配分の意思決定をなすに当たって有用な情報

第4号は、「財務報告は、現在および潜在的な資源提供者およびその他の利用者が、非営利団体に対する資源配分についての合理的な意思決定をなすに当たって、有用な情報を提供すべきである」<sup>45)</sup> と述べ、財務報告の目的が会計情報の利用目的から生ずるものであるという一般的な概念を明らか

にしている。その情報は、ある団体の活動について適度な理解力をもっており、適度な感応さでもって、その情報を進んで研究しようとする人々にとって理解可能なものでなければならない。この第1の目的において、財務報告が情報を提供する際に焦点を置くべき利用者のタイプおよびかかる利用者がなす意思決定のタイプを確認している。この一般目的は、非営利団体の経済的活動や財務報告の利用者の情報ニーズと財務報告により提供すべき情報の適切な内容とを関連づけるものである。

第1号においては、「財務報告は、現在および潜在的な投資家、債権者その他の利用者が、合理的な投資、貸付、これらに類似する意思決定を行うのに有用な情報を提供すべきである」<sup>46)</sup> と規定されていた。

まず、利用者のタイプについて両者を比較すれば、第1号における投資家・債権者は、企業に対する主要な資源提供者である。利用者のタイプとしての資源提供者等は、第4号で確認されたグループの他に、投資家・債権者を含んでいると考えられる。

次に、利用者の意思決定のタイプについては、両者ともある実体に対して資源を提供すべきかどうかを決定する場合に有用な情報を提供することに焦点をあわせている。しかし、資源を提供する理由はかなり異なっている。企業の投資家・債権者は彼らが提供する資源の貨幣的な返済とその資源に関する利益を求めている。しかし、非営利団体は全く経済的便益を期待していないか、提供した資源に見合わない便益で満足する資源提供者等からその重要な資源を獲得している。

#### (2) サービスおよびサービス提供能力を査定するに当たって有用な情報

第4号は、「財政報告は、現在および潜在的な資源提供者およびその他の利用者が非営利団体が提供するサービスやかかるサービスを提供し続けるその能力を査定するに当たって有用な情報を提供すべきである。……提供されたサービスとそれらを提供するために使用される資源との関係は、その団体がサービスの目的を執行するに当たって、どれほど成功しているのかの程度を査定するのに役立つ」<sup>47)</sup> と述べ、有用な情報の内容を確認している。資源提供者等は、その団体の資源およびその団体が資源をいかに獲得し、利用しているかについての情報に関心を持つが、その関心の焦点は、団体の業績 (organization's performance) についての情報およびある一定期間にその運営責任者がいかに彼らの受託責任 (stewardship res-

ponsibility) を解除してきたかについての情報におかれることになる<sup>10)</sup>。

これに対して、第1号は、「財政報告は、現在および潜在的な投資家、債権者、他の利用者が配当や利子から予想される現金の収入額、その時期およびそれにまつわる不確実性を査定し、有価証券ないし債券の売却、償還あるいは満期による収入額を査定するのを助ける情報を提供すべきである」<sup>11)</sup>と規定していた。

両者は、それぞれの資源提供者等の異なった利害を反映している。それらの異なった利害は、目的における相違のもう1つの主要な領域、すなわち、財務報告が業績について提供すべき情報のタイプの相違を生み出している。

### (3) 運営受託責任および業績を査定するに当って有用な情報

第4号は、「財務報告は、現在および潜在的資源提供者およびその他の利用者が、非営利団体の運営責任者が彼らの受託責任をいかに解除したか、および、彼等の業績の他の側面について査定するに当って有用な情報を提供すべきである」<sup>12)</sup>と述べ、財務報告が提供すべき情報のタイプの確認を行っている。

ある団体の運営責任者は、資源提供者等に対して、団体の資源の管理や保管そのものに対してのみならず、それらの有効で、効率的な使用に対しても責任がある。と言うのは、「団体の業績に関する情報(資源のインフローとアウトフローに関する情報、サービスの努力と成果に関する情報—引用者注—)は、非営利団体の運営責任者の受託責任もしくは会計責任を査定するための焦点となるべきものである」<sup>13)</sup>ためである。

この点について、第1号では、「財政報告は、企業の経営者が委託された企業資源を利用するに当って、所有者(株主)に対する受託責任をいかに解除してきたかについての情報を提供すべきである」<sup>14)</sup>と述べられていた。

両者の目的の実質は類似している。しかし、2つの報告書内におけるそれらの位置付けは異なってくる。第4号では、第3の目的は、利用者の基本的な情報ニーズとしてみられている。しかし、第1号では、他の基本的な情報ニーズを満足させるために提供できる情報とみられているにすぎない。この位置づけの相違は、非営利団体における受託責任情報の重要性から生じている。というのは、非営利団体は利益を志向しているのではなく、その資源提供者等の継続的な支持に依存しているが故に、受託責任情報がより重要となる。このた

め、資源提供者等と非営利団体の間には、企業に関してよりも、より直接的で密接な関係が成立するものと思われる。

## 4 財務報告情報の特性と限界

前節において指摘された第2、第3の目的である「サービスおよびサービス提供能力を査定するに当って有用な情報」および「運営受託責任および業績を査定するに当って有用な情報」とはいかなるものであろうか。第4号は、大別して、①経済的資源、債務、純資源およびそれらの変動に関する情報、②運営責任者の説明と解釈という2つの情報を指摘している。

### (1) 経済的資源、債務、純資源およびそれらの変動に関する情報

第4号は、「財務報告は、ある団体の経済的資源、債務および純資源についての情報および資源と資源における持分を変動させる取引、事象および環境の影響についての情報を提供すべきである」<sup>15)</sup>と述べ、第1号は、「財務報告は、ある企業の経済的資源、それら資源に対する請求権(企業が資源を他の実体に移転する債務および所有主持分)およびかかる資源と資源への請求権を変化させる取引、事象および環境の影響に関する情報を提供すべきである」<sup>16)</sup>と述べている。両者の目的は、非営利団体の1つの特徴(清算の場合における残余持分の分配に権利を付与する所有主持分の欠如)を表わす用語の相違以外は基本的に同じである。

第4号は、このタイプの情報が①経済的資源、債務および純資源、②団体の業績、③流動性の3つの構成要素から成るとしている。

#### ① 経済的資源、債務および純資源

第4号は、「財務報告は、ある団体の経済的資源、債務および純資源についての情報を提供すべきである。その情報は、資源提供者およびその他の者が、その団体の財務的な長所や欠陥を確認し、その団体の一定期間中の業績についての情報を秤量し、サービスを提供し続けるための能力を査定するために役立つ」<sup>17)</sup>と述べ、この情報が非営利団体の業績を査定するのに有用であるとしている。また、この情報は資源のキャッシュ・フローの潜在性(cash flow potential)および負債弁済のために必要な現金の直接的な指標を提供する。このキャッシュ・フローの潜在性の査定は、財およびサービスを提供するための団体の能力に直接に関連しているため重要である。というのは、「ある企業の経済的資源とその資源を他へ移転する義務は、企業のキャッシュ・フローや収益活動およ

び財務活動との間の主要な連結点である」<sup>19</sup> ためである。

この点について、第1号は、「財務報告は、企業の経済的資源、債務および所有主持分についての情報を提供すべきである」<sup>20</sup> と述べるように、両者の目的は、用語における相違（所有主持分の欠如）を除いて基本的に同じである。

## ② 団体の業績

第4号は、「財務報告は、一定期間のある団体の業績についての情報を提供すべきである。非営利団体の純資源の総額や特質における変動の期間的測定およびある団体のサービスの努力と成果に関する情報は、共に、その業績を査定するに当って、最も有用な情報を表示する」<sup>21</sup> と述べ、それに対して、第1号は、「財務報告は、一定期間のある企業の財務的な業績（financial performance）についての情報を提供すべきである。……財務報告の主要な焦点は、利益とその構成要素の測定値によって提供される企業の業績に関する情報である」<sup>22</sup> と述べている。

両者は、いずれも外部から提供された資源をいかに維持・管理し、その目標達成のために運用し、いかなる成果を達成したかを記録し、報告するという点では基本的に同じである。しかし、非営利団体の特徴の故に、かかる目的充足のためには幾分異なった情報が必要とされる。両者とも実体の努力と成果の測定を求めている。しかし、非営利団体の業績の査定の場合には、企業における利益のような業績査定のための単一の指標がないため、その代替物として、サービスの努力と成果に関する情報が必要となってくる。

第4号は、団体の業績を表示するために、①資源のインフローとアウトフローの特質と両者の関係および②サービスの努力と成果という2つの情報をあげている。

まず、財務報告は、一定期間の資源のインフローとアウトフローの総額と種類に関する情報を提供し、純資源を変動させる資源のフロー（例えば料金・寄付金のインフロー、賃金・給料のアウトフローなど）と純資源を変動させない資源のフロー（例えば、借入れや建物の購入など）とを区別すべきであるとしている。かかる団体の活動の業績や資源のフローを認識・測定するための技術的手法として発生主義会計（accrual accounting）の採用を提唱している。

次に、団体のサービスの努力と成果についての情報は、資源提供者等が、非営利団体の業績を査定するに当って、また、資源配分の意思決定をな

すに当って有用である。しかしながら、サービスの成果、特に、プログラムの成果の客観的な測定および価値計数化は、非営利団体の活動効果の多様性および利用者個人の主観的・心理的要因まで考慮に入れねばならないため、かなりの困難性が伴う。このため、サービスの成果の測定値は、概念報告書第2号『会計情報の質的特徴』<sup>23</sup> において確認された会計情報の特質（適合性、信頼性、検証可能性など）を満足しないかもしれない。現在のところ、適切な測定値がないことから、この情報は、運営責任者の説明や財務報告以外の源泉によって提供されざるをえないであろう。

## ③ 流動性

財務報告は、ある団体がいかにして現金や他の流動性のある資源を獲得し、費消しているか、その借入れや返済、流動性に影響を及ぼす可能性のある他の要素についての情報を提供すべきである。業績と経済的資源、債務および純資源についての情報は、ある事業の流動性を査定するに当って有用であろう。

以上、①～③の3つの指標は、資源提供者等が、（イ）ある団体の財務的な成長力（financial viability）、（ロ）その業績、（ハ）その団体の運営責任者が彼らの受託責任をいかに解除してきたかを評価するに当って有用な情報となろう。

## (2) 運営責任者の説明と解釈

財務報告は、利用者が提供された財務情報を理解するのを助けるために説明や解釈を包括すべきであると述べ、非計量的情報や叙述情報の重要性を指摘している。

## 5 非営利団体の会計責任

以上、本稿においては、非営利団体の財務報告の目的について検討し、必要な限りにおいて企業の財務報告の目的と比較検討した。

第4号は、第1号における目的との類似点・相違点の吟味を経て、「あらゆる特定のカテゴリーの実体（例えば、非営利団体もしくは営利企業）に対して、別個の概念的フレームワークを開発する必要はないという結論に到達した」<sup>24</sup> と結んでいる。『財務諸表の目的』においても、「営利企業と非営利企業の1つの基本的な類似点は、意思決定を行う人が、それらの企業を自分自身の個人的目標を達成するための手段とみていることである。……意思決定のプロセスは本質的に同じである」<sup>25</sup> と意思決定の類似性が指摘されている。

このため、FASBの目標（goal）は、総べての実体にとって目的適合性を有しており、ある特

定のタイプの実体に適用でき、あらゆる異なった報告目的を適切に考慮に入れた統合された概念的フレームワークを開発することになる。この背景には、非営利団体の財務報告も営利企業の財務報告も、その対象領域は別個のものではなく、両者は次第に統合されてくるであろうというFASBの会計観があるものと思われる。

第4号は、その主たる利用者として資源提供者等を取り上げ、彼らの情報ニーズから財務報告の目的の設定を行っている。その際、現在および潜在的な資源提供者等の情報ニーズを満たすように提供された情報は、「共通の利害」を有している他の利用者にとっても有用であろうと仮定されている。それ故、資源提供者等の情報ニーズを満足させる情報の提供が財務報告の目的の焦点となろうが、その目的は、大別して2つに分かれるであろう。まず第1に、非営利団体の活動ならびにその活動に委託された諸資源の管理を誠実かつ能率的・効率的に実施しているかどうかを判断するのに有用な情報を提供すべきであり、第2に、非営利団体のプログラムを誠実かつ能率的・効率的に執行する任務にあたる運営責任者が自己の管理下にある諸資源の使用を可能にするような情報を提供すべきである。第1の目的は非営利団体の業績管理に関係しており、第2の目的は運営責任者の会計責任 (accountability) に関連することになる。しかも、その責任は伝統的なアカウンタビリティ概念にとどまるのではなく、非営利団体の会計責任の履行を財務的に明確にするというアカウンタビリティ概念にまで拡大すべきものと思われる。すなわち、非営利団体の運営責任者は、資源提供者等から提供された経済的資源の管理・運用に対する会計責任および法的規制を遵守すべき法的会計責任のみならず、業務の遂行における効率性 (efficiency) および経済性に対する会計責任を課せられていると考えられる。さらには、『財務諸表の目的』においても、「政府機関と非営利団体の運営責任者は業績と目標達成 (goal attainment) に対して会計責任を負っている。したがって、このような会計責任を報告することは、営利企業の場合と同様に、非営利団体にとっても重要である」<sup>23</sup>と指摘されているように、目的達成度、サービスの努力 (service efforts) およ

びサービスの成果 (service accomplishments) などを反映するプログラムの成果に対する会計責任 (非営利団体の経済的効果の測定に対する会計責任) まで課せられているものと考えられる。

以上のように、非営利団体の運営責任者は、資源提供者等が提供した資源の運用や資金の使途に対する法的会計責任のみでなく、業務活動が有効に、効率的に遂行されたかどうかという運営効率や運営効果を明示する経済的会計責任 (economic accountability) も負っているものと考えられる<sup>24</sup>。このためには、測定実施上の問題点はあるもののキャッシュ・フローの潜在性による非営利団体の業績表示の手法を開発する必要がある。

営利企業においては、利益の測定という単一の究極的目標があるが、非営利団体は利益追求を第一義的な目的としておらず、このため、特殊な会計責任の概念が生じてくるのである。また、非営利団体は組織形態の多様性、根拠法の多様性、規模の多様性の故に、営利企業におけるよりも、より一層会計責任が重視されるべきであろう。

第4号は、財務報告の目的を分析する際に、その利用者を資源提供者はか3つのグループに限定し、彼等の意思決定の効率性に対して会計情報がいかに有用なものであるかを中心に論理を展開している。このため、資源提供者以外の利用者グループに対して、さらには、利用者以外の者に対してその意思決定が及ぼす潜在的な社会的・経済的影響を捨象している。すなわち、特定の利用者グループに対して有用な情報を提供する場合に、他の利用者グループおよび他の社会構成員に発生するかもしれない社会的コストが考慮に入れられていないという問題を指摘せざるをえないであろう。非営利団体の財務報告に課せられた社会的な使命もしくは外部的・社会的制約条件に鑑みて、資源提供者等以外の多くの社会構成員に対する公正性 (fairness)、不偏性 (freedom from bias) などの会計情報に課せられた基準をいかにして満足させていくかが問題となるだろう。この問題に対しては、吉田寛教授が主張されているように、非営利団体の業績が社会的に及ぼす影響を明らかにするための社会的会計責任 (social accountability) を明確にするための手法の開発が今後の緊急の課題となろう<sup>25</sup>。

(1) AICPA, The Study Group on the Objectives of Financial Statements, Report of the Study Group on the Objectives of Financial Statements, "Objectives of Financial Statements", American Institute of Certified Public Accountants, October 1973, p. 15  
川口順一訳『アメリカ公認会計士協会, 財務諸表の目的』同文館, 昭和51年, 10頁

- (2) FASB, Statement of Financial Accounting Concepts No. 4, " Objectives of Financial Reporting by Nonbusiness Organizations", ( in Accounting Standards, " Original Pronouncements," July 1973-June 1. 1984, 1984/85 Edition), Financial Accounting Standards Board, December 1980, Paragraph 10. P 4116.
- (3) AICPA, op. cit., p 50. 川口順一訳, 前掲訳書, 67頁。
- (4) FASB. op. cit., (December 1980). Paragraph 1, p. 4114.
- (5) Ibid., Paragraph 35, p. 4121.
- (6) FASB. Statement of Financial Accounting Concepts No. 1, " Objectives of Financial Reporting by Business Enterprise", Financial Accounting Standards Board, November 1978, Paragraph 34, p. 16
- (7) FASB, op. cit., (December 1980). Paragraph 38, pp. 4121-4122.
- (8) Ibid., Paragraph 39, p 4122.
- (9) FASB, op. cit., (November 1978). Paragraph 37, p. 17.
- (10) FASB, op. cit., (December 1980). Paragraph 40. p. 4122.
- (11) Ibid., Paragraph 41, p. 4122.
- (12) FASB, op. cit., (November 1978), Paragraph 50, p. 25
- (13) FASB, op. cit., (December 1980), Paragraph 43, p. 4122
- (14) FASB, op. cit., (November 1978), Paragraph 40, p. p. 19-20
- (15) FASB, op. cit., (December 1980), Paragraph 44, p. 4122
- (16) FASB, Proposed Statement of Financial Accounting Concepts, " Objectives of Financial Reporting and Elements of Financial Statements of Business Enterprise", Exposure Draft, Financial Accounting Standards Board, December 29, 1977, Paragraph 87, p. 39.
- (17) FASB op. cit., (November 1978), Paragraph 41 p 20.
- (18) FASB op. cit., (December 1980), Paragraph 47 p 4123.
- (19) FASB op. cit., (November 1978), Paragraph 42-43 p. 21.
- (20) FASB. Statement of Financial Accounting Concepts No. 2, " Qualitative Characteristics of Accounting Information ". Financial Accounting Standards Board, May 1980.
- (21) FASB, op. cit., (December 1980), Paragraph 1, p. 4114.
- (22) AICPA, op. cit., pp. 49-50, 川口順一訳, 前掲訳書, 66頁。
- (23) Ibid., pp. 50-51., 前掲訳書, 67-68頁
- (24) 吉田寛著「地方自治と会計責任」税務経理協会, 昭和55年, 56頁
- (25) 前掲書, 57頁。

〔 受 入 図 書 一 覧 〕

本研究室が昭和62年6月以降に受入れた図書は次のとおりです。

<p>アメニティタウンハンドブック  環境庁アメニティタウン研究会  (財)日本環境協会  OUT PUT NRC-82-2 水産の将来展望  に関する研究 総合研究開発機構  都道府県観光白書 昭和60年度  (社)日本観光協会  OUT PUT 地方都市活性化の方策  総合研究開発機構</p>	<p>六法全書 昭和62年度版  平野龍一 三ヶ月章 加藤一郎  三重県職労30年史 森川昭雄  「三重県職労三十年史」年表 森川昭雄  あすの地方自治 -私の県づくり- 桑原幹根  予算と地方財政 大蔵財務会計調査会  財政と自治 大蔵会計調査会  日本の都市計画 -街路編- 鶴勇三郎  東海の百年 三宅兼松</p>
---	--

財政と自治 サンキョービジネス・ファーム  
 財政と会計検査 地方財務会計調査会  
 給与・恩給の変遷 内閣資料調査会  
 国勢総覧 第28版 国勢協会  
 中央年鑑 1982 矢口 實  
 改正地方財政詳解 昭和46年 地方財務協会  
 国勢総覧 国勢協会  
 中部圏年鑑 中部経済新聞  
 時事年鑑 S50 岡田舜平  
 財政と決算 地方財政調査会  
 中部財界戦後三十年史 和木康光  
 東海経済の歩み 昭和編 中部経済新聞社  
 国土総合開発総覧 森田幸夫  
 時事年鑑 S51 岡田舜平  
 中央年鑑 年鑑編集部  
 時事年鑑 S54 舞田一夫  
 中部財界戦後三十年史 和木康光  
 近代部落史資料集成 第3巻 秋定嘉和  
 国と地方の文教予算 文部省 田中重弥  
 河芸町郷土史 倉田正春  
 「三重県における高度情報化に関する  
 ニーズ調査」結果報告書  
 三重県高度情報化推進協議会  
 三重県における高度情報化推進のあり方に  
 関する調査報告書  
 三重県高度情報化推進協議会  
 高度情報化ビジョン三重  
 三重県高度情報化推進協議会  
 子どもと人権意識 -14- 池田孝雄  
 いのちあるかぎり -15-  
 福島地区被爆者の会  
 ふるさと詩集 -16- 丸岡忠雄  
 部落問題学習資料 -17- (上)  
 兵庫部落問題研究所  
 部落問題学習資料 -18- (中)  
 兵庫部落問題研究所  
 三重県統計書 S60 三重県地域振興部統計課  
 住宅統計調査報告 S58 第2巻  
 その4 京阪神大都市圏 総務庁統計局  
 " " " "  
 " " " "  
 " その2 京浜大都市圏 " "  
 " その3 中京大都市圏 " "  
 " " " "  
 " " " "  
 日本の住宅 総務庁統計局  
 住宅統計調査報告 S58 第2巻  
 その3 中京大都市圏 (2) 総務庁統計局

教育法規事典 兼子仁 神田修  
 教育法の基礎 室井力 鈴木英一  
 市町村別決算状況調 地方財政調査研究会  
 公共施設状況調 地方財政調査研究会  
 実践情報公開法 トム・リライ (平松毅)  
 ハロルド・C・レリア  
 これからの短期大学経営の戦略方向  
 地域科学研究会  
 大学生講座 生活術 PART 1  
 キャンパスライフ  
 大学生講座 勉強術 PART 2  
 キャンパスライフ  
 大学生講座 就職術 PART 3  
 キャンパスライフ  
 大学でどう学ぶか 森茂也  
 就職四季報 '88 企業情報版 学生援護会  
 就職四季報 女子学生版 学生援護会  
 全国専修・各種学校案内 63年度  
 晶文社出版  
 大学教授の女子大生観察ノート 千歳八郎  
 大学生の為の就職に成功する本 置塩道彦  
 大学教育改革のための提案 20条  
 高坂正顕 吉田富三  
 アメリカのコミュニティ・カレッジ  
 小牧治 内田稔吉  
 女子学生の為の就職読本 井上昭正 川井由美  
 ミルの大学教育論  
 ジョン・ステュアート・ミル  
 会社訪問・面接の技術 大矢息生  
 就職のための会社選び 良い会社危ない会社  
 の見分け方 大矢息生 橋木望  
 大学の未来と臨教審 日教組大学部  
 女子学生の就職成功の技術 大矢息生  
 国勢調査報告 S60 第2巻  
 第一次基本集計結果 総務庁統計局  
 国勢調査報告 S60 第3巻その2  
 24 三重県 総務庁統計局  
 国勢調査報告 S60 第3巻その1  
 全国編 総務庁統計局  
 第四次全国総合開発計画 国土庁  
 試験の社会史 天野郁夫  
 全国予備校案内 全国予備学校協議会  
 看護・医療学校最新データ 文化総合出版  
 工業・技術・電気電子系オール学校ガイド  
 文化総合出版  
 看護・医療系オール学校ガイド 文化総合出版  
 大学・短大就職ランキング 蛭雪時代  
 アルバイト白書 学生援護会

あなたを生かす仕事選び

市川幸子 桜井陽子	
市民の大学	井門富二夫
ドイツ大学への旅	潮木守一
ヨーロッパ大学都市への旅	横尾壮英
全国専修・各種学校ガイド	日本文芸社
就職面接のマナーと合格法	篠田弥寿子
臨教審と大学の危機	畠山英高
ナチズムと大学	山本尤
本邦大学・高等教育機関沿革史総覧	中村博男
就職作戦レポート 男子学生版	就職情報研究所
就職作戦レポート 女子学生版	就職情報研究所
受講ノートの録り方	斉藤喜門
バトスから大学へ	五十嵐良雄
女子学生相談室から	川中なほ子
大学教育の目的	K・E・エブル
裁かれる大学	五十嵐良雄
専修・各種学校のすべて	専修各種学校研究会
ザ・キャンパス	本橋信宏
飛躍する大学スタンフォード	ホーン・川嶋瑠子
あなたを生かす就職ハンドブック	来栖琴子
大学教師の実践記録 シリーズ5	和光大学
職員意識の変革と組織活性化策	地方公務員能率研究会

大学教育とカウンセリング・マインド

土戸 清	
リゾートの欄図	長谷川芳郎
東京専門学校案内	近県著名学校
アメリカの大学・短大案内	三修社
女子高等教育の座標	天野正子
アメリカ大学名鑑	鷹書房
女子大生就職読本'88年度版	亀三堂
医療専門学校全ガイド	関口義
国公立大学ガイドブック	国立大学協会
保母・幼稚園教諭系	文化総合出版
大学教授法の実際	W・J・マッキーチ
高等教育の比較的考察	喜多村和之
専修学校の現状と問題点	総務庁行政監察局
日本の大学 その現状と改革への提言	大学問題検討委員会
筑波大学“開かれた大学”の実態	降旗節雄
大学の講義法	D・A・ブライ
学生相談室	細木照敏 平木典子
青年期の自己形成	伊藤順康
週刊本 32	川崎徹 中野収
未来をみつめるヒロインたち	全国日本学生自治会総連合
大学の教授法・学習法	R ビアド J ハートレイ
大学の学生指導	KL.エンダー FB. ニュートン
新しい大学観の創造	天城 勲
高等教育の日本的構造	天野郁夫

〔 編 集 後 記 〕

天皇の崩御により昭和に終止符がうたれ、平成と改った。昭和天皇は生真面目ともいえる程の素直な誠実なお人柄であったように推察するが、公の立場での戦争責任については、いろいろな見方ができよう。最近、側近の人々の日記や証言などで、当時の状況が明るみに出つつある。それを踏まえて大いに論ぜられることは望ましい。そのことによって天皇の象徴としてのあり方が明らかにされていくであろうから。

ともあれ、戦後、「象徴」という不可解な地位にあられること40有余年、さぞお疲れになられたことと拝察し、今はただご冥福を祈念するのみ。

今回は、入試、期末試験など重要行事とダブって各プロジェクトとも、まとめの作業に多忙の時期でもあり、執筆の余裕をもつ人が少なく、やっと柴橋研究員の、平素から一貫して追求中のテ-

マについての一文を掲載することができた。

図書目録もまだ昭和62年度の分が終らず、増ページでもしてこなさなければと思案中である。

冬の寒さの中で、ほんの少しの暖かさを感じとったら一輪また一輪と開花し、芳香でその存在を示す品格ある梅。平城宮の都大路をしのばせる花。今年は暖冬で、例年より早く咲き初めた様子。水平よりはわずかに上向きに望見する白梅を美しいと思う。虫が冬籠りから目ざめて地上へ出る頃ともなると、人もまた、すくめていた首をのびしてアウトドアの活動をはじめ。先ず手はじめに観梅などを。草木も例にもれず、花々は妍を競い始める。

沈丁の葉ごもる花も濡れし雨 秋櫻子

(K)